

令和元年第3回臨時会

長野原町議会会議録

令和元年 5月9日 開会

令和元年 5月9日 閉会

長野原町議会

令和元年5月第3回長野原町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	3
第 1 号 (5月9日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した者の職氏名	7
○臨時議長の紹介	8
○臨時議長就任	8
○町長挨拶	8
○議員自己紹介	9
○職員自己紹介	11
○開会の宣告	11
○開議の宣告	11
○議事日程の報告(第1号)	11
○仮議席の指定	12
○議長の選挙	12
○議長当選承諾及び挨拶	13
○議事日程の報告(第1号の追加1)	14
○議席の指定	14
○会議録署名議員の指名	14
○会期の決定	15
○副議長の選挙	15
○副議長当選承諾及び挨拶	16
○常任委員会委員の選任について	17

○議会運営委員会委員の選任について	1 8
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
○選挙第 3 号から選挙第 5 号までの一部事務組合議会議員の選挙について	2 3
○諸報告	2 4
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について	4 6
○閉会の宣告	4 6
○署名議員	4 7

長野原町告示第92号

令和元年5月9日第3回長野原町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月26日

長野原町長 萩原睦男

1 招集期日 令和元年5月9日

2 招集場所 長野原町議会議場

3 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会委員の選任について
- (5) 国県道改良等促進特別委員会設置に関する決議について
- (6) ハッ場ダム対策特別委員会設置に関する決議について
- (7) 災害対策特別委員会設置に関する決議について
- (8) 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について
- (9) 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について
- (10) 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
- (11) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例等の一部を改正する条例制定について）
- (12) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- (13) 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について
- (14) 工事委託契約の締結について（林道川原畑線開設工事（その2））
- (15) 工事委託契約の締結について（横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場人工

芝・外構工事))

(1 6) 工事委託契約の締結について (川原湯地域振興施設整備事業 (キャンプエリア外構工事))

(1 7) 工事委託契約の締結について (町道林長野原線改築工事)

(1 8) 工事委託契約の締結について (令和元年度スポーツ公園整備事業 (その 1))

(1 9) 令和元年度長野原町一般会計補正予算 (第 1 号) について

(2 0) 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 梶野寛丈君

2番 浅井直輝君

3番 星河明彦君

4番 萩原宗仁君

5番 富澤重男君

6番 入澤信夫君

7番 黒岩巧君

8番 浅沼克行君

9番 牧山明君

10番 大羽賀進君

不応招議員（なし）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和元年5月第3回長野原町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和元年5月9日(木曜日)午前10時開会

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 選挙第1号 議長の選挙について

議事日程の追加(第1号の追加1)

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 発議第1号 国道道改良等促進特別委員会設置に関する決議について
- 第8 発議第2号 八ッ場ダム対策特別委員会設置に関する決議について
- 第9 発議第3号 災害対策特別委員会設置に関する決議について
- 第10 選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
- 第13 諸報告
- 第14 同意第1号 長野原町監査委員の選任同意について
- 第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町税条例等の一部を改正する条例制定について)
- 第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について)
- 第17 議案第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第2号 工事委託契約の締結について(林道川原畑線開設工事(その2))
- 第19 議案第3号 工事委託契約の締結について(横壁地域振興施設整備事業(屋内運動場

- 人工芝・外構工事))
- 第20 議案第4号 工事委託契約の締結について(川原湯地域振興施設整備事業(キャンプエリア外構工事))
- 第21 議案第5号 工事委託契約の締結について(町道林長野原線改築工事)
- 第22 議案第6号 工事委託契約の締結について(スポーツ公園整備事業(その1))
- 第23 議案第7号 令和元年度長野原町一般会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第8号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第25 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	本田昌也君
税務課長	矢野今朝治君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐澤正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	櫻井雅和君	教育課長	佐藤忍君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤信利 書記 平林佑樹

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（佐藤信利君） おはようございます。事務局長の佐藤です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

年長の大羽賀進議員をご紹介します。

◎臨時議長就任

○議会事務局長（佐藤信利君） 臨時議長、大羽賀進議員、議長席をお願いします。

〔臨時議長 大羽賀 進君 議長席に着席〕

○臨時議長（大羽賀 進君） おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました大羽賀進です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

皆さん、緊張してますか。ちょっと肩を回してほぐしてください。

◎町長挨拶

○臨時議長（大羽賀 進君） それではまず、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

長野原町長の萩原睦男でございます。

本日議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席くださいまして、まことにありがとうございます。

また、先月とり行われました長野原町議会議員選挙におきましては、ご当選まことにめでとうございます。改めて心からお祝いを申し上げる次第でございます。

これから皆さんは4年という任期の中で、町のため、町民のために重責を担われるわけですが、町部局と議会というのは、ある一定の緊張感を保ちながらも、お互いに協力、連携をして、車の両輪となって町を前進させていくべきだというふうに考えております。

今、我々が生きている時代というのは本当に目まぐるしく、我々の想像をはるかに超えるスピードで変化し続けております。そのような中で、この町を前へ進めていくためには我々も脱皮していかなくてはならない。その変化に応じて、我々も変化し続けていかなければならないというふうに考えております。

今年は、誰もが一步前へ踏み出す勇気を持って挑戦の年にしたいということ、役場全体の目標として掲げさせていただきました。もちろん役場だけではなく、長野原町の町民全てが一步前へ踏み出す勇気を持てば、必ずや私が今期掲げておりますスローガンのように、もっと前へこの長野原町を前進させることができるというふうに信じております。

余りにも漠然とした考えでございますけれども、今この町に必要な精神だというふうに思っております。これから皆さんとともに、全力を尽くして町政運営に取り組んでまいり所存でございますので、どうか皆様にはご指導並びにご支援、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。簡単でございますけれども冒頭のご挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎議員自己紹介

○臨時議長（大羽賀 進君） 続いて、議員及び職員の自己紹介を行います。

まず、議員の自己紹介から始めます。1番議員さんからよろしくお願ひいたします。

○1番（梶野寛丈君） みなさん、おはようございます。

新人の梶野寛丈、44歳になります。北軽井沢から来ております。きたもつくという会社に勤めています。ふなれな点がありますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

○2番（浅井直輝君） おはようございます。

応桑から今回初めて議員になった浅井直輝です。仕事は自営で電気工事をやっております。これから4年間よろしくお願ひします。

○3番（星河明彦君） おはようございます。

林に住んでいます星河明彦と申します。30年ぶりにこの長野原町に帰ってまいりました。

今までは結婚して藤岡のほうで住んでおまして、30年ぶりに帰ってきて、何もわからないまっさらな状態で仕事をさせていただきます。どうぞご指導のほどよろしく願いいたします。

○4番（萩原宗仁君） おはようございます。

横壁の萩原宗仁と申します。これから皆さん大変お世話になると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○5番（富澤重男君） おはようございます。

大津在住の富澤と申します。どういうわけか2期目ということになりました。ひとつよろしく願いいたします。

○6番（入澤信夫君） おはようございます。

応桑の入澤信夫です。よろしくお願い申し上げます。

○7番（黒岩 巧君） おはようございます。

北軽井沢の黒岩巧と申します。4期目になります。13年目にして、初めて最年少を脱することができました。新人の皆さん、ともによろしく願いいたします。

○8番（浅沼克行君） おはようございます。

長野原の浅沼克行です。5期目になります。今ここで思っているんですけど、本当に初めて議員になったときのことを今考えています。そのときの初心を忘れることなく、これまでの経験をプラスして、議会を皆さんとともに頑張っていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○9番（牧山 明君） おはようございます。

応桑の狩宿で牛を飼っています牧山明と申します。今期で5期目になります。過ぎてみると早いような短いようなもんでしたんですけども、再び今期は気合を入れなおして取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（大羽賀 進君） おはようございます。

北軽井沢で高原野菜を栽培しております。今期で5期目となりました。16年間携わってきて萩原町長が3人目でございます。町の執行状況をしっかりと見ながら、今後もまたこの4年間頑張っていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

◎職員自己紹介

○副町長（市村 敏君） おはようございます。

副町長の市村敏と申します。北軽井沢に在住しております。よろしくお願ひいたします。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） おはようございます。

ダム担当副町長の佐藤修二郎と申します。大字長野原に在住しております。生まれは応桑です。よろしくお願ひします。

○教育長（市村隆宏君） おはようございます。

教育長の市村隆宏と言ひます。教育長5年目になりました。生まれも育ちも林です。よろしくお願ひします。

〔職員自己紹介〕

○臨時議長（大羽賀 進君） ありがとうございます。

以上で、議員及び職員の自己紹介を終わります。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（大羽賀 進君） ただいまから、令和元年5月第3回長野原町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（大羽賀 進君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告（第1号）

○臨時議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程（第1号）は配付のとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（大羽賀 進君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（大羽賀 進君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

地方自治法第118条の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、梶野寛丈君及び2番、浅井直輝君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。当選人とすべき議員1人の氏名を記入していただきたいと思っております。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（大羽賀 進君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大羽賀 進君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大羽賀 進君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次お願いをいたします。1番から順次に、こちらへ投票してください。

順次お願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（大羽賀 進君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大羽賀 進君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、梶野寛丈君及び2番、浅井直輝君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（大羽賀 進君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票のうち、浅沼克行君 10票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、8番、浅沼克行君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（大羽賀 進君） ただいま議長に当選された浅沼克行君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選人に告知いたします。

◎議長当選承諾及び挨拶

○臨時議長（大羽賀 進君） 浅沼克行君、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔8番 浅沼克行君 登壇〕

○8番（浅沼克行君） ただいま、皆様のご支援を賜り、議長に推挙していただきました浅沼でございます。お世話になります。本当に身に余る光栄に思っております。心から厚く御礼申し上げます。

皆様のご協力をいただき全身全霊を傾けて、長野原町発展のために、そして町議会発展のため、働いていきたいと思っております。

どうか議員の皆様、そして町長を初め町当局の皆様方のご指導ご鞭撻を今後もよろしくお願いたします。甚だ簡単で言葉整いませんが、議長就任のご挨拶にさせていただきます。

よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○臨時議長（大羽賀 進君） それでは浅沼議長、議長席をお願いいたします。

これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

〔議長 浅沼克行君 議長席に着席〕

○議長（浅沼克行君） それでは早速ですが、議長の職務をさせていただきます。

◎議事日程の報告（第1号の追加1）

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程（第1号の追加1）は、配付のとおりであります。

◎議席の指定

○議長（浅沼克行君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において配付のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（浅沼克行君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、星河明彦君、4番、萩原宗仁君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（浅沼克行君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

◎副議長の選挙

○議長（浅沼克行君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

地方自治法第118条の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、梶野寛丈君及び2番、浅井直輝君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。当選人とすべき議員1人の氏名を記入していただきます。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次お願いいたします。最後に私が投票を行います。

[投票]

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、梶野寛丈君及び2番、浅井直輝君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票のうち、黒岩 巧君 8票

牧山 明君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、7番、黒岩巧君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（浅沼克行君） ただいま副議長に当選された黒岩巧君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選人に告知いたします。

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（浅沼克行君） 黒岩巧君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

[7番 黒岩 巧君 登壇]

○7番（黒岩 巧君） ただいま副議長に当選させていただきました、黒岩巧でございます。

副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様のご支持に大変感謝いたします。また、副議長という重責に対しまして、本当

に身が引き締まる思いでございます。町長を初め、町執行部の皆さん、そして議員の皆様と協力して長野原町のために微力ではございますけれども、尽力する所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（浅沼克行君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

議員の所属については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において配付のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり各常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第9条第1項の規定により、議長において各常任委員会を招集いたします。各常任委員会の委員長を互選していただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長を互選する際に、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会とも年長の委員のもとで委員長を互選することになりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（浅沼克行君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が決定されましたので報告いたします。

総務文教常任委員長に5番 富澤重男君 総務文教常任副委員長に4番 萩原宗仁君

産業建設常任委員長に6番 入澤信夫君 産業建設常任副委員長に1番 梶野寛丈君

以上のとおり、各常任委員会で互選されました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（浅沼克行君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において配付のとおり指名したいと思います
が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、議長において議会運営委員会を招集いた
します。

委員長を互選していただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきます。

なお、委員長を互選する際には、年長の委員のもとで委員長を互選することになりますの
で、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（浅沼克行君） それでは会議を再開いたします。

正副委員長が決定されましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に10番 大羽賀 進 君 議会運営委員会副委員長に9番 牧 山
明 君

以上のとおり委員会で互選されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第7、発議第1号 国県道改良等促進特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案趣旨説明を求めます。

9番、牧山明君。

[9番 牧山 明君 登壇]

○9番（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、発議第1号 国県道改良等促進特別委員会設置に関する決議について発議をさせていただきます。

高規格道路の早期完成と国県道改良等の促進整備に関する調査を実施するため、上記決議を長野原町議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年5月9日。

長野原町議会議長様。

提出者 長野原町議会議員 牧山 明

賛成者 長野原町議会議員 入澤 信夫

賛成者 長野原町議会議員 大羽賀 進

記

1. 名 称 国県道改良等促進特別委員会

2. 設置根拠 長野原町議会委員会条例第5条

3. 目 的

高規格道路の早期完成と国県道改良等の促進整備に関する調査研究

（国道144号～146号、292号、406号の早期改良並びに主要地方道長野原町倉淵線、
県道大笹北軽井沢線、孺恋応桑線等の早期改修に期するための調査研究）

4. 委員定数 本特別委員会の委員は5名とする。

5. 設置期間

本特別委員会は3に掲げる事項の調査研究が終了するまで存続し、議会閉会中も調査研究を行うことができるものとする。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 続いて、賛成者を代表して賛成意見を求めます。

6番、入澤信夫君。

○6番（入澤信夫君） 議長の指名により、発議第1号の賛成者を代表し、賛成意見を述べま

す。

ただいま提出者の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。直ちに採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第8、発議第2号 八ッ場ダム対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案趣旨説明を求めます。

7番、黒岩巧君。

〔7番 黒岩 巧君 登壇〕

○7番（黒岩 巧君） 議長の指名により、発議2号の提案趣旨説明を行います。

八ッ場ダム建設事業は、町の最重要課題と位置づけられています。町議会においても本特別委員会を以前より設置しており、事業の進捗状況等を注視してまいりました。

ダム本体の完成が迫る中、前期に引き続き本特別委員会を設置し、多くの課題解消へ向け努力したいと考えております。

委員の構成は議員5名とし、その他決議書のとおりでございます。よろしくご賛同いただけますようお願い申し上げます、提案趣旨説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、賛成者を代表して賛成意見を求めます。

5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） 議長の指名により、発議第2号の賛成者を代表し、賛成意見を述べます。

ただいま提出者の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。直ちに採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第9、発議第3号 災害対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案趣旨説明を求めます。

7番、黒岩巧君。

〔7番 黒岩 巧君 登壇〕

○7番（黒岩 巧君） 議長の指名により、発議3号の提案趣旨説明を行います。

近年、全国で局所的なゲリラ豪雨や台風、地震被害などが頻発しており、本町においても例外ではございません。また、本町においては、浅間山に隣接していることから、噴火災害がいつ起こるかわかりません。これら噴火、地震、台風、水害などの大災害から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、防災に関する必要な体制の確立、災害予防、災害応急対

策や復旧などの調査研究を行い、議会として町の秩序維持、公共福祉の確保に資することを目的とし本特別委員会を設置するものでございます。

委員の構成は、議員全員の10名とし、その他決議書のとおりでございます。よろしくご賛同いただけますようお願い申し上げます。提案趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 続いて、賛成者を代表して賛成意見を求めます。

10番、大羽賀進君。

○10番（大羽賀進君） 議長の指名により、発議第3号の賛成者を代表し、賛成意見を述べます。

ただいま提出者の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただけますようお願いをいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。直ちに採決をいたします。

お諮りします。発議第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、各特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において配付のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり各特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第9条第1項の規定により、議長において各特別委員会を招集いたします。各特別委員会の委員長を互選していただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長を互選する際には委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会と

も年長の委員のもとで委員長を互選することになりますので、よろしくお願いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○議長（浅沼克行君） 会議を再開いたします。

正副委員長が決定されましたので報告いたします。

まず、国県道改良等促進特別委員会委員長に9番 牧山 明君 国県道改良等促進特別委員会副委員長に6番 入澤 信夫君

次に、八ッ場ダム対策特別委員会委員長に7番 黒岩 巧君 八ッ場ダム対策特別委員会副委員長に5番 富澤 重男君

次に、災害対策特別委員会委員長に私、8番 浅沼 克行 災害対策特別委員会副委員長に7番 黒岩 巧君

以上のとおり、委員会で互選されました。

◎選挙第3号から選挙第5号までの一部事務組合議会議員の選挙について

て

○議長（浅沼克行君） 日程第10、選挙第3号から日程第12、選挙第5号までは、いずれも一部事務組合議会議員の選挙であります。

この際、一括上程し、直ちに選挙したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

選挙についての議案と参考資料が配付されております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

選挙第3号の西吾妻衛生施設組合議会議員に私、浅沼克行、黒岩巧君、富澤重男君、選挙第4号の西吾妻環境衛生施設組合議会議員に私、浅沼克行、黒岩巧君、富澤重男君、萩原宗仁君、選挙第5号の西吾妻福祉病院組合議会議員に私、浅沼克行、黒岩巧君、富澤重男君、それぞれ指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

当選人が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人に告知いたします。承諾をお願いいたします。

以上で、一部事務組合議員の議員選挙を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお11時15分から、全員協議会を開催いたします。

休憩 午前 11時04分

再開 午後 1時00分

○議長（浅沼克行君） それでは会議を再開いたします。

◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第13、諸報告は、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり、監査委員より報告書の提出がありましたので、ごらんいただければと思います。

最後に議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第14、同意第1号 長野原町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本件については、当事者が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、退席を求めます。

5番、富澤重男君。

〔5番 富澤重男君 退席〕

○議長（浅沼克行君） 初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第1号 長野原町監査委員の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任するもので、町村にあっては2名と定められております。

このたび、議員改選に当たり、議員の中から監査委員として、富澤重男議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、同意第1号についてお諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号は、起立により採決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

同意第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立多数です。したがって同意第1号は、原案のとおり可決されました。

お座り下さい。

5番、富澤重男君の入場を許可します。

〔5番 富澤重男君 入場〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの案件は、同意されました。

5番、富澤重男君、よろしくお願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例等の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 長野原町税条例等の一部を改正する条例制定に関する専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行となるため、本条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は地方税法等の条項の改正に伴い、本条例等の対応条項を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 承認第1号 長野原町税条例等の一部を改正する条例制定に係

る専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

町長の説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に交付され、同年4月1日から施行となりました。関連しまして、本町の税条例等も一部改正する必要が生じたので、専決処分にて対応させていただき公布をいたしました。

主な税目は、町民税、固定資産税、軽自動車税でございます。承認書の2枚目が専決処分書、3枚目1ページから6ページ目までが改正分でございます。7ページ目からが新旧対象となっております、内容につきましてはこちらでご説明させていただきます。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線をつけております。

今回の改正につきましては、施行記述ごとに第1条から第3条の改正の形となっております。

まず、第1条改正では、7ページの附則第7条の3の2、住宅借入金等の特別税額控除の規定を令和15年までに拡充する改正と、地方税法の改正に伴いまして対応する条項を改め、第2項の特別税額控除の申告要件を削除し、第3項を第2項に繰り上げる改正でございます。

8ページをごらんください。

こちらから10ページまでの、附則第10条の2、通称わがまち特例の規定につきましては、地方税法の改正に伴いまして、対応する条番号が1条ずつ繰り下がる改正となりました。その関係の改正でございます。

また、10ページの第25項につきましては、地方税法の適用が終了となるため、削除をさせていただきます。第26項から第29項までは1項ずつ繰り上がる改正でございます。

11ページから13ページにかけては、附則第10条の3では、第6項に高規格堤防の整備に係る建てかえ家屋の税額の減免措置の規定を追加し、以下第6項から13ページの第12項まで、項番号の繰り下げ、改正後の第7項から第13項の規定の中では、地方税法の対応条項をそれぞれ改めるものでございます。

次に、13ページから16ページにかけては、附則の第10条の4、熊本地震に係る被災住宅用地の固定資産税の特例の申告についての規定を新設するものでございます。

次に、同じく16ページですが、附則の第16条第1項では、軽自動車の経年車重課を平成31年に限定とする改正、第2項から第4項の平成29年度分のグリーン化特例の規定は削除させていただきまして、18ページから19ページにかけては、第5項から第7項をそれぞれ3項ずつ繰り上げる改正でございます。

また、こちらの改正に合わせますと、平成30年度分と平成31年度分のグリーン化特例は残る形となります。

次に、19ページの附則の第16条の2の中では、第1項中附則第16条の改正に伴いまして対応する項番号を改める改正でございます。

続きまして、20ページでございますが、附則の第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受ける場合の申告の規定では、地方税法の改正に伴いまして、文言「仮換地等」という表現を「特定仮換地等」に改める改正でございます。

続きまして、21ページから22ページの上段にかけまして、第2条改正では、平成29年3月に改正いたしました税条例の規定、こちらを今回の地方税法の改正に合わせて、表現等を改めるものでございます。

続きまして、22ページから25ページにかけまして、第3条改正では、平成30年6月に改正いたしました、平成31年4月1日施行の税条例の規定、こちらが大法人の電子申告の義務化の規定となっております。町長ですとか、税務署長の承認を受けることによりまして、書面による申告も可能となる規定を設けるものでございます。

23ページから24ページにかけましての規定を追加するものでございます。

また、この改正に合わせますと、25ページの附則の部分でも対応する条項番号、項数等が変更となりますので、こちらの改正も入れてございます。

申し訳ございませんが、資料の6ページにお戻りいただきたいと思っております。

今回の一部改正の施行期日等につきまして、附則を設けております。

第1条施行期日につきましては、平成31年4月1日からの施行でございます。第2条から第4条の各税目の経過措置につきましては、平成30年度分までの各税目につきまして、従前の規定を適用する旨を規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 先ほどの全員協議会の中で配られた資料とこう見てたんですが、全員協議会で配られた資料の3ページの③のところ、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足が生じた場合における賦課徴収の特例を追加してあるんですが、この内容について少し説明をしてください。

○議長（浅沼克行君） 全員協議会のときにさせていただいたかった質問なんで、議案の審議で

ありますので。

9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 税条例の改正に伴う質疑でありますので、要は専決処分をされたことの内容について今聞いているわけです。ですので、これについては回答をぜひいただきたい。どういうことを、この中身がわからないんです。その場で本来聞けばいいと言ったって、全部を見切らない場合もあるし、これは議案に関係があると思って、今質疑をしているわけなんです。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 大変申しわけございません。私のほうから説明させていただきます。

今回の税条例、「等」がついておりますが、こちらの改正が2段階になっております。

まず、承認でお世話になる改正につきましては、平成31年4月1日から施行となる改正の部分でございまして、この時に改正させていただいております、今条文に入っている内容につきましては、経年車重課の制度を31年度分に限ったものにする、それから平成29年度分のグリーン化特例の規定を削除する、という改正でございまして。

先ほどの全員協議会のほうで説明をさせていただきました、今、牧山議員さんからご質問のあった件につきましては、議案第1号に絡む部分になってまいりますので、もしそちらのほうで、またお答えさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 9番、それでよろしいですか。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） どこが区分があるのかっていうのが、非常にわかりづらかったのも、後になって聞きたくても聞けないのでは困るから今聞いたんで、1号議案でもう一度聞きます。

○議長（浅沼克行君） じゃ、お願いします。ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第2号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定にかかわる専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

水源地域対策特別措置法第13条の固定資産税の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める総務省令の一部を改正する省令が平成31年3月30日に公布され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

主な改正点は適用期間を2年延長するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）につきまして、ご説明申し上げます。

町長説明のとおり、水源地域対策特別措置法第13条の固定資産税の不均一課税に伴う措置

が適用される場合等を定める省令の改正が平成31年3月30日に交付され、同年4月1日から施行となりました。

関連しまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分にて対応させていただきました。

改正の内容につきましては、資料の1枚お捲りいただきまして2枚目が専決処分書、3枚目が改正文でございます。

1ページの第2条、固定資産税の課税の特例の適用期間を2年延長し、平成33年3月31日までとする改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第2号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第17、議案第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行

となり、関連しまして本条例を改正するものでございます。

主な改正点は、地方税法等の改正に伴い、本条例に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税の規定を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 議案第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、内容の説明をいたします。

町長説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行となりました。関連しまして、本町の税条例の一部を改正する必要がございました。

主な税目につきましては、先ほど町長の説明の中に固定資産税入っていたんですが、大変申しわけありません。町民税と軽自動車税の改正でございます。

2枚目の条例の改正分、1ページから8ページまでが改正文でございます。

9ページ以降が新旧対照表となっております、こちらによりましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、施行期日ごとに第1条改正から第3条改正の形となっております。向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線がついております。

まず、第1条改正では、9ページの第34条の7から11ページの附則第9条の2までの町民税の規定の改正でございます。ふるさと納税制度の見直しに伴いまして、地方団体に対する寄付金を、総務省が認める特例控除対象寄附金に改める改正でございます。

次に、12ページからの第2条改正では、第36条の2から14ページの第36条の4まで、まず、町民税の改正ございまして、令和2年1月1日施行の子供の貧困対応に向けた、単身児童扶養者の申告の規定を設ける改正でございます。

15ページから17ページにかけては、附則第15条の2、こちらに軽自動車税の環境性能割の非課税の規定を、また、第15条の2の2に、日本赤十字社の所有する軽自動車の環境性能割の非課税の範囲の特例の規定を、それぞれ新設いたします。

既存の環境性能割の賦課徴収の特例の規定につきましては、第15条の2の3に改めまして、

第2項から第4項までの規定を追加いたします。

また、17ページの附則第15条の6、環境性能割の税率の特例の規定では、税率を1%軽減する規定に改めるものでございます。

続きまして、17ページの附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定では、経年車重課の規定を地方税法に合わせまして改正をします。また、令和2年度分、令和3年度分のグリーン化特例の規定を追加いたしまして、19ページの附則第16条の2では、種別割の賦課徴収の特例の規定を追加するものでございます。

続きまして、21ページの第3条改正では、第24条の個人町民税の非課税の範囲の規定を、子供の貧困対応のため、単身児童扶養者を非課税措置の対象とする規定の追加でございます。

21ページから22ページにかけては、附則第16条軽自動車の種別割の税率の特例の規定では、令和4年度分、令和5年度分のグリーン化特例の対象を、電気自動車等とする規定を追加する改正でございます。

附則の第16条の2では、附則第16条の改正に伴いまして、対応する項番号を改めるものでございます。

また、今回の一部改正につきましては、施行期日を設けております。附則をごらんいただきたいと思っております。

6ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則の第1条では施行期日の規定でございます。まず、(1)から(5)、第1号から第5号までで分かれておりまして、第1号では令和元年6月1日施行、第2号では令和元年10月1日施行、第3号では令和2年1月1日施行、第4号では令和3年1月1日施行、第5号では令和3年4月1日施行となる規定を明記してございます。

また、附則の第2条から附則の第4条までの規定につきましては、町民税に関する経過措置を規定しております。

最後に8ページですが、附則の第5条と第6条につきましては、軽自動車税に関する経過措置の規定を設けてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 先ほどと同じ質問になりますが、全員協議会で配られた資料では、③の令和元年10月1日施行ということが書いてありました。その中に気になったのが、自動車

メーカーによる不正行為に起因して納付不足が生じた場合における賦課徴収の条例を追加、平成28年の燃料試験不正問題を受けての措置、それから③の一番下のところにあります。同じようなことが書いてあるんですけど、これの内容はどういうものなのか、説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） それでは、牧山議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の改正の中で、自動車メーカーによる不正行為に起因してという表現になってございますが、平成28年度の燃料試験の不正問題を受けてそちらの罰則的な規定を今回の改正に含めたというふうに聞いております。

今回の改正の16ページをごらんいただきたいと思います。

こちらが第2条改正ということで、令和元年の10月1日施行の規定の中で、附則の第15条の2の3の第3項の中にちょっと中段小さい字でわかりづらいんですが、県知事は当分の間第1項の規定により書き出しがありまして、その納付すべき額について不足があることを、附則第15条の4の規定により読みかえられた納期限後、納期限が過ぎてからわかったとしても、不正の事実が国土交通大臣の認めたとありますけれども、登録はした車で、その他不正の手段等というような言い方をしまして、要はそういった燃料試験不正ですとか、そういった問題が発生したときには、下のほうに出てくるんですが、法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき3輪以上の自動車の取得者とみなしてという表現もしてございまして、本人がわからなかったとしても代理で出した人が不正をしていれば、そういった場合には適用になりますよと、つきましては第4項に加算する額を設けております。

100分の10ということで、10%過料的にお支払いいただくこととなりますよという規定でございまして。これがまず、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の部分です。

もう一つ、附則の第16条の2というのがございまして、そちらが19ページから20ページにかけての部分でございまして。

こちらは軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例という中に、同じ内容のものを盛り込みまして、もし不正が発覚した場合には、第3項ですが、100分の10の割合で過料をいただくという規定を設けているものでございまして。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） ちょっと説明がよくわからないところがあって、今の税務課長の説明

ですと、仮にメーカーがそういうことをやって不正をやったために起きた税額不足であっても、納税者にそれを払わなきゃならない義務があって、1割増しで払えというように聞こえたんですが、そういうことなんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） つけ加えて言いますと、申請する住民の人にはとりあえずそういうことが疑われた車に基づいてこれはこの該当になるということで申請をして、減免の措置を多分受けたんだと思います。しかしながら、その後の調査でメーカーが不正にやっていて、実はその性能がなかったのもその対象にならないよとか、そういうことに対しての追徴額が生じた場合に、1割増しで払えというようなことを言っているようなふうに聞こえるんですが、そういうことなんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 今すぐにその内容を確認する資料が手元にございませんで、お時間いただけますでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 実はこの問題は、非常に大きな問題だと思います。

要は、大きく言えば国民の権利、住民の権利にかかわる問題だと思うんですね。こちらに責任がないのに、メーカーが不正したことによって追徴が出た場合に、それ1割増しで払えというのはおかしい理論でありまして、そんなものはメーカーが払うのが当たり前だと思うんです。この件についてはこれが解決しない限り、やっぱり採決はすべきでないと思います。

○議長（浅沼克行君） ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時53分

○議長（浅沼克行君） それでは会議を再開いたします。

税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 大変お待たせいたしました。

先ほどごらんいただいていた資料、それと議案のまず16ページ、それから議案の19ページから20ページにかけての部分にございます、途中からちょっと読ませてもらいますけれ

ども、当該事実が生じた原因が国土交通大臣の認定等を申請した者、こちらが実際には対象となっておりません。

ですので、車を所有する個人の方に行くものではなく、国土交通大臣に事業の認定を申請している、俗にいうメーカーさんですかディーラーさん、そういった部分で不正があった場合には、その方を所有者とみなして、過料100分の10を加算していただくという規定になっておりますので、大変申しわけございませんでした。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） それならば納得できます。わかりました。

○議長（浅沼克行君） 他には。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第18、議案第2号 工事委託契約の締結について（林道川原畑線開設工事（その2））を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 林道川原畑線開設工事（その2）に関わる工事委託契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年5月25日付で締結した基本協定書第4条に基づき、群馬県と委託契約を締結するものでございます。契約の目的は、林道川原畑線開設工事（その2）、契約金額は1億2,914万8,000円、契約の相手方は群馬県知事、大澤正明でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は起立により採決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立多数です。したがって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お座り下さい。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第19、議案第3号 工事委託契約の締結について（横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場人工芝・外構工事））を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場人工芝・外構工事）に係る工事委託契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年6月6日付で締結した基本協定書第4条に基づき、群馬県と委託契約を締結するものでございます。契約の目的は、横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場人工芝・外構工事）、契約金額は1億2,512万3,000円、契約の相手方は群馬県知事、大澤正明でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は起立により採決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立多数です。したがって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お座り下さい。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第20、議案第4号 工事委託契約の締結について（川原湯地域振興施設整備事業（キャンプエリア外構工事））を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 川原湯地域振興施設整備事業（キャンプエリア外構工事）に関わる工事委託契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年6月6日付で締結した基本協定書第4条に基づき、群馬県と委託契約を締結するものでございます。契約の目的は、川原湯地域振興施設整備事業（キャンプエリア外構工事）、契約金額は2億9,680万5,600円、契約の相手方は群馬県知事、大澤正明でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は起立により採決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（浅沼克行君） 起立多数です。したがって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お座り下さい。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第21、議案第5号 工事委託契約の締結について（町道林長野原

線改築工事)を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 町道林長野原線改築工事に係る工事委託契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年3月29日付で締結した基本協定書第5条に基づき、国土交通省と委託契約を締結するものでございます。契約の目的は、町道林長野原線改築工事、契約金額は2億3,700万円、契約の相手方は国土交通省関東地方整備局長、石原康弘でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は起立により採決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立多数です。したがって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お座り下さい。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第22、議案第6号 工事委託契約の締結について（スポーツ公園整備事業（その1））を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 スポーツ公園整備事業（その1）に係る工事委託契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年5月24日付で締結した基本協定書第4条に基づき、群馬県と委託契約を締結するものでございます。契約の目的は、スポーツ公園整備事業（その1）、契約金額は3億4,644万3,000円、契約の相手方は群馬県知事、大澤正明でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号は起立により採決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立多数です。したがって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

お座り下さい。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第23、議案第7号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億4,734万円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第7号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、町長説明のとおり、歳入歳出それぞれ2,930万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ153億4,734万円とするものでございます。

1枚返していただきまして、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、18款繰入金では、1項基金繰入金で256万8,000円の追加、20款諸収入では5項雑入で2,673万4,000円の追加、合計で2,930万2,000円の追加でございます。

次に、歳出でございます。2款総務費では、1項総務管理費で84万円の追加、6款農林水産業費では1項農業費、2項林業費合わせまして854万8,000円の追加、8款土木費では、5項都市計画費で1,200万円の追加、10款教育費では、5項社会教育費で791万4,000円の追加、合計で2,930万2,000円の追加でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書の2、歳入でございます。

18款繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で256万8,000円の追加、20款諸収入では、5項雑入、5目水源地域整備事業費負担金で、農業経営近代化整備事業ほか3事業の水特事業負担金合わせまして、2,673万4,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 続きまして、企画政策課関連補正予算についてご説明いたします。

補正予算書5ページをごらんください。

補正額につきましては、6目企画費につきまして84万円の追加をお願いするものでございます。詳細につきましては、ページ右側説明欄をごらんください。

130周年記念事業につきまして、11節食糧費に28万円の追加、13節事業委託料に警備員の追加費用として6万円の追加、14節諸借上料としてテント等の借り上げ料に50万円の追加をお願いするものでございます。

よろしく願いします。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費では172万8,000円の追加でございます。右端説明欄をごらんください。

農業総務一般の15節工事請負費で、北軽井沢ふれあい広場でございますシルバーコミュニティプラザの物販エリアが手狭になってございます。手狭を解消するための下屋を設置することに伴う改築工事費の補正でございます。

3目農業振興費では670万円の追加でございます。内訳ですが、ダム関連水特事業であります横壁地区農業経営近代化施設整備事業では、13節事業委託料で測量設計等及び建築設計業務委託料合計650万円の追加を、22節補償金では立竹木補償金として20万円の補正でございます。

1枚返していただき6ページ、2項林業費、2目林業改良事業費では同じく水特事業の林道川原畑線開設事業の22節補償金で立竹木補償金として12万円の追加でございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 8款土木費、5項都市計画費、2目公共下水道費では1,200万円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、右側説明欄、28節公共下水道

事業特別会計繰出金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

失礼しました。最後に、教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） 6ページから7ページにかけまして、10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費では791万4,000円の追加をお願いするものでございます。説明をよろしくお願いください。

横壁地区農業経営近代化施設整備事業に伴う埋蔵文化財調査事業では、横壁地区農業経営近代化施設整備事業に伴い埋蔵文化財の調査を実施するもので、発掘調査、遺跡測量、出土遺物実測や報告書作成等の経費として7節臨時職員賃金から14節機械等賃借料まで追加いたしたくお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第24、議案第8号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,567万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳出で事務委託料の追加、歳入で一般会計繰入金の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） それでは、議案第8号 長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、町長説明のとおり、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、総額を5億4,567万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金では1節一般会計繰入金に1,200万円の追加をお願いするものでございます。

歳出でございます。1款1項1目公共下水道事業費では13節委託料に管路工を県委託としまして1,200万円の追加をお願いするものでございます。

内容としましては、歳入歳出ともに水特事業でございまして、J R川原湯温泉駅付近の近接工事を群馬県に委託するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

○議長（浅沼克行君） 日程第25、委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第74条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会より配付のとおり申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上をもちまして、令和元年5月第3回長野原町議会臨時会日程の全てを終了いたしました。

臨時会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時18分